

被災三県・仙台市共通要望

被災三県・仙台市の共通要望を検討しましたので、要望いたします。

1．技術者の専任を必要とする建設工事の要件の緩和

土木一式工事における技術者の専任を必要とする対象工事の請負金額について「2,500万円」を「1億円」とすることにより、各県の技術者が有効活用できますので、建設業法の改正、または復興特区の活用により増額が実現できるよう、要望いたします。

2．実勢価格を反映できる積算手法の設定

(1) 実勢価格を反映した設計労務単価の改定について

設計労務単価については、実勢価格を適正に反映するため、国が示した「設計労務単価の3ヶ月毎の見直し」の確実な実施を引き続き要望いたします。

(2) 技能職種における統一単価の設定について

鉄筋工や型枠工など技能職種の労務者は、設計労務単価の高い地域に集中することから、広域的に移動が多い職種については被災三県で単価差が生じないように、統一単価とすることを要望いたします。

(3) 労務費調査の見直しについて

復旧・復興工事を担う労務者は、公共工事だけではなく除染、ガレキ処理や民間工事にも従事していることから、労務費調査にあっては、調査対象を公共工事以外の工事にまで広げるなど、労務者の実勢価格を適正に把握できるよう、労務費調査制度の見直しを要望いたします。

(4) スライド額算定事務の簡素化

被災地域における賃金等急激な変動に伴う請負代金額の変更等についての運用が、平成24年2月に示されたところではありますが、「インフレスライド」は、労務単価改定の都度（概ね3ヶ月毎）工事出来高数量の確認が必要であり、また、「単品スライド」は、資材の購入実績を証明するための時系列での資料作成や確認作業が必要となります。さらに、「インフレスライド」と「単品スライド」を併用させた場合には、受発注者ともに複雑な事務処理に多大な労力と時間を要します。

このことから、スライド額算定事務の簡素化を図るための仕組みを検討していただくよう、要望いたします。

3．作業員の宿舎対策支援

(1) 仮設宿舎整備に要する費用等の積算方法について

労働者確保に要する間接費の積算方法について、宿泊費や通勤費が対象項目とされているところではありますが、仮設宿舎整備に係る費用についても工事費に計上できる仕組みを新たに設けていただくよう、要望いたします。

(2) 仮設宿舎に係る補助制度等の新設について

建設業界団体等が、様々な作業員の利用が可能な仮設宿舎を建設する場合、建設・運営・解体などにかかる費用を支援する補助制度等を新たに設けていただくよう、要望いたします。

4．資材確保のための支援

(1) 国直轄事業におけるプラント等の設置について

生コンクリートやアスファルトといった、施工箇所の近くで調達する必要がある材料について、大規模工事が調達を開始した場合、小規模工事に資材が行き渡らない事態が発生しています。このため、国が実施する大規模工事にあっては、独自に生産プラントを設け、県・市町村・民間の工事に影響が出ないように配慮を要望いたします。

(2) プラント設置に係る補助制度等の新設について

生コンクリート、アスファルト及び骨材等の資材の安定供給を確保するため、需要に対して供給能力が不足する地域においてプラント等を県や市町村または民間事業者が設置する場合、その費用を支援する補助制度等を新たに設けていただくよう、要望いたします。

(3) 骨材等の広域調達支援について

復旧・復興工事には、生コンクリートの材料となる骨材や海岸工事における捨石、地盤嵩上げのための土砂などが大量に必要であり、当面、地元で調達することで工事を進めています。地元で不足する場合は広域的に調達場所を確保する必要があることから、安定的な資材供給を図るため、国で調達場所やストックヤードの調整を行うよう、要望いたします。

(4) 原材料調達先変更に伴う資材単価の改定について

資材業者の原材料調達を促進するため、原材料調達先変更に伴い資材単価が変動する場合、設計単価改定を実勢価格の確認後とするのではなく、流通前時点から必要額を資材単価に加算できる基準を新たに設けていただくよう、要望いたします。